



令和5年3月

## (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書の 縦覧及び説明会開催のお知らせ

「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」(以下、「本事業」とします。)について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価準備書」(以下、「準備書」とします。)を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

### 1 説明会の概要

#### ●会場及び日程

日 時	会 場	定 員
4月14日(金)	旭公会堂	先着460名
4月15日(土)	旭区鶴ヶ峰一丁目 4番地12	
4月21日(金) 【18時15分開場】	瀬谷公会堂 瀬谷区二ツ橋町 190番地	先着430名
4月22日(土)		

- 各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
- 申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。
- 手話通訳をご希望の方は当日受付でお申しつけください。
- 旭公会堂、瀬谷公会堂は有料駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。

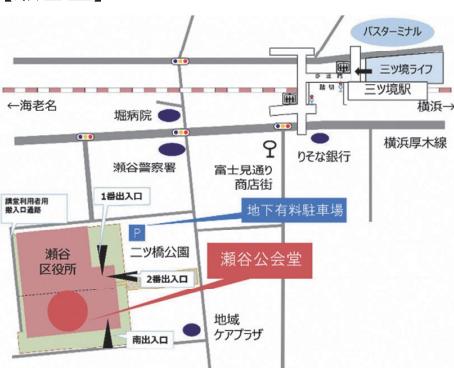
#### ※新型コロナウイルス感染防止対策について

- 当説明会は、国の指針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施します。
- ご来場にあたり手洗い消毒、体温測定などのご協力をお願いします。
- 体調不良の方はご来場をご遠慮いただきますよう、お願いします。
- その他会場内では、職員の指示に従ってください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法等が変更となり、中止させていただく可能性があります。最新情報は、環境創造局公園緑地整備課ホームページ(下記QRコード)でご確認ください。

#### 【旭区】



#### 【瀬谷区】



### 2 説明動画の配信について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場での説明内容と同様の「説明動画」をインターネット上で公開します。インターネットをご利用いただける方は、是非そちらをご利用下さい。

#### ●公開日時及び公開先について

公開日時	公開先
4月7日(金) 午前9時から 5月8日(月) 午後5時まで	<p>【環境創造局公園緑地整備課ホームページ】</p> <p>横浜市 上瀬谷公園</p> <p>検索</p>

### 3 対象事業の概要

本事業は旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人々が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

事業者の 氏名及び住所	名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
対象事業の名称	(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
対象事業の種類、 規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設： 都市公園の新設（第1分類事業） 敷地面積：約 64.5ha 形質変更区域面積：約 64.5ha
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町



### 4 対象事業の計画内容

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。

横浜市では、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人々が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的に、「公園・防災地区」の一部に広域公園を整備する計画としました。

対象事業実施区域の地区構成については、現在の地形などをいかしながら大きく4つの地区を設定しました。



#### ■地区構成及び主な施設

地区名	地区の特徴	主な施設
西地区	スポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動広場・野球場</li> <li>多目的広場</li> <li>スポーツ施設管理棟 など</li> </ul>
中央地区	広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜並木（主園路沿いに配置）</li> <li>サクラ広場・大花壇・遊具広場</li> <li>ドッグラン</li> <li>パークセンター1 など</li> </ul>
北地区	公民連携を積極的に推進し、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら、賑わいを創出する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトドア体験施設</li> <li>飲食・物販施設 など</li> </ul>
東地区	自然体験や農体験などを通じて、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともに心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験農園・森の散策路</li> <li>日本庭園</li> <li>パークセンター2 など</li> </ul>

## ■環境配慮事項

相沢川、和泉川周辺等については、土地区画整理事業が主体となり本事業と調整を図る他、主に次の事項を行います。

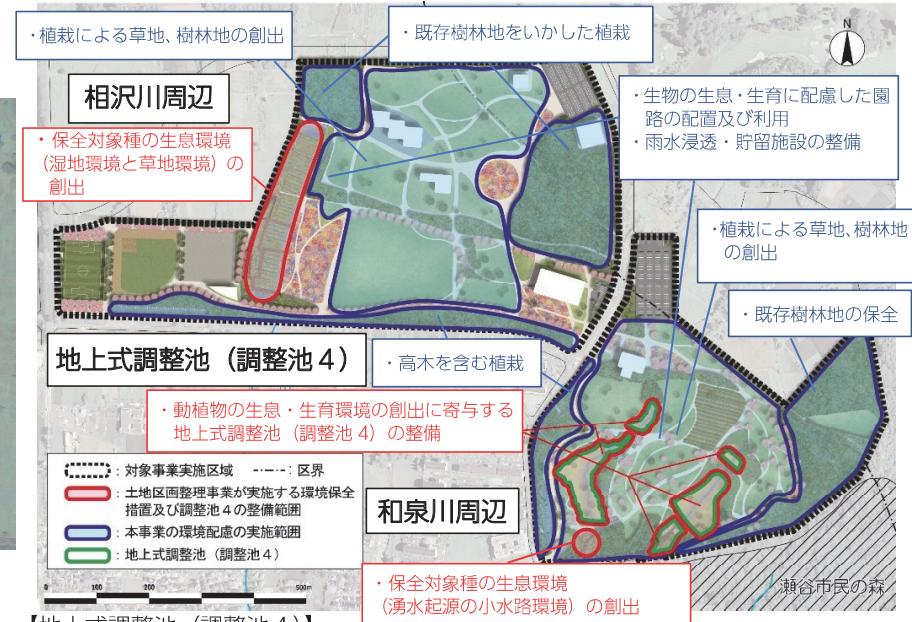
**【相沢川周辺】**  
相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させ、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育を可能とします。



### 【和泉川周辺】

現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した環境を整備し、ホトケドジョウの生息を可能とします。

### 【和泉川周辺の環境保全措置の断面イメージ】



### 【地上式調整池（調整池4）】

洪水調節機能の確保・維持及び、動植物の生息・生育環境の創出に寄与します。また、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成し、生物の生息・生育環境の連続性を確保します。

### 【地上式調整池の断面イメージ】



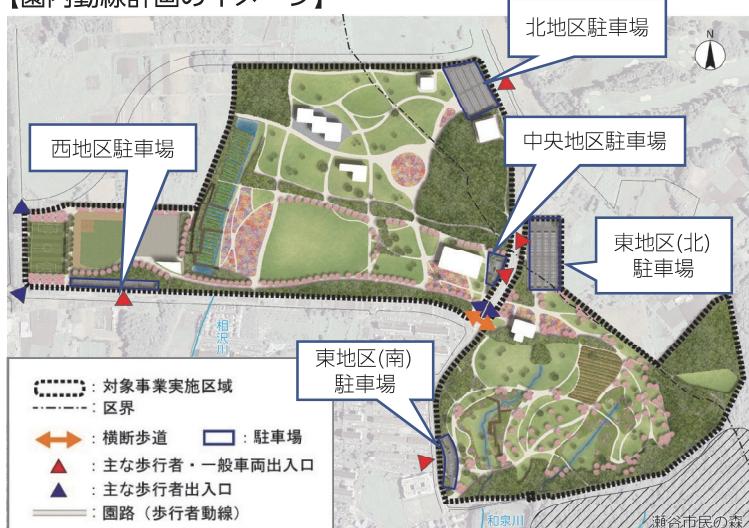
## ■動線計画

車両動線計画について、南北方向の道路は、西側に環状4号線の拡幅整備が計画され、東側にも市道五貫目第33号線及び瀬谷地内線に接続する区画1号線が計画されています。東西方向の道路は、上記の南北方向の道路をつなぐ区画2号線及び区画3号線が計画されています。車両などによる公園へのアクセス動線は、東西2本の南北方向の道路からのアクセスが主になると想定されます。

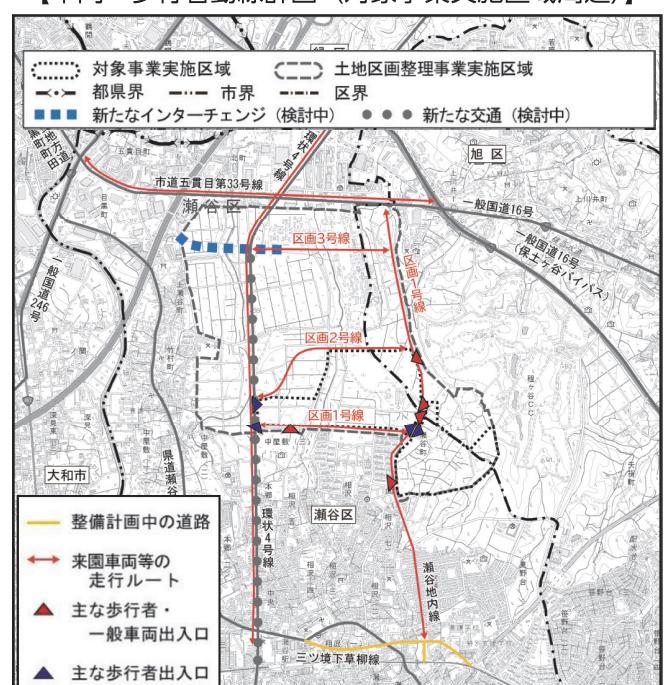
歩行者のアクセス動線は、環状4号線沿いに検討されている新たな交通からのアクセス動線が主になると想定されます。

また、対象事業実施区域内の歩行者主動線は、回遊性のある動線を形成する計画とします。

### 【園内動線計画のイメージ】



### 【車両・歩行者動線計画（対象事業実施区域周辺）】



## ■今後のスケジュール



## ■工事工程

本事業は、令和5年度に着工し、令和9年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断して、閉会後、整備を再開します。その後、段階的に整備していく、工事期間は令和25年度までを目標としています。

工事種別	令和		
	5年度～8年度	9年度	10年度～25年度
一次整備工事	基盤整備	■	
	植栽工	■	
	設備工	■	
	園路広場整備工	■	
	施設整備工	■	
	建築	■	
二次整備工事	基盤整備		■
	植栽工		■
	設備工		■
	園路広場整備工		■
	施設整備工		■
	建築		■

## ■工事概要等

- 土地区画整理事業によって造成や整地が行われるため本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して、施設整備を行う計画です。
- 本事業は、国際園芸博覧会で利用し、その後公園施設として残存する主要な園路、インフラ設備等の基盤整備及び植栽地等を対象とする一次整備工事と開催後に公園の必要施設の整備を対象として整備を行う二次整備工事に分けています。

## ■工事用車両の走行ルート

- 工事用車両の走行ルートは環状4号線、市道五貫目第33号線を主なルートとし、二次整備時は土地区画整理事業地内の区画1号線、2号線を追加します。
- 一次整備工事の着工時は、環状4号線からの出入口を使用し、土地区画整理事業の仮設道路が使用可能となればそちらに工事用車両を分散する計画です。

## ■工事排水計画

- 工事排水は、公共下水道に排出する計画ですが、排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設調整池へ集水し、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。

## ■緑の保全と創造

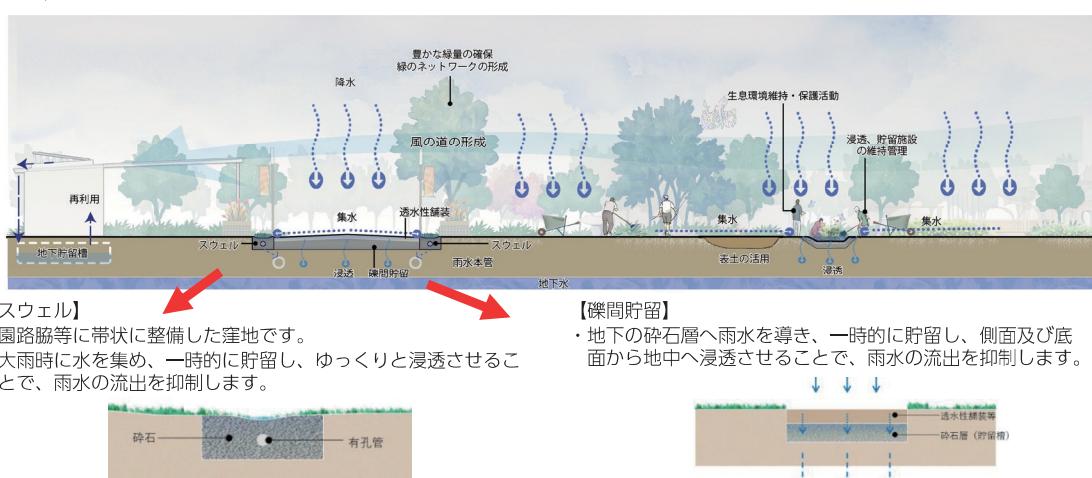
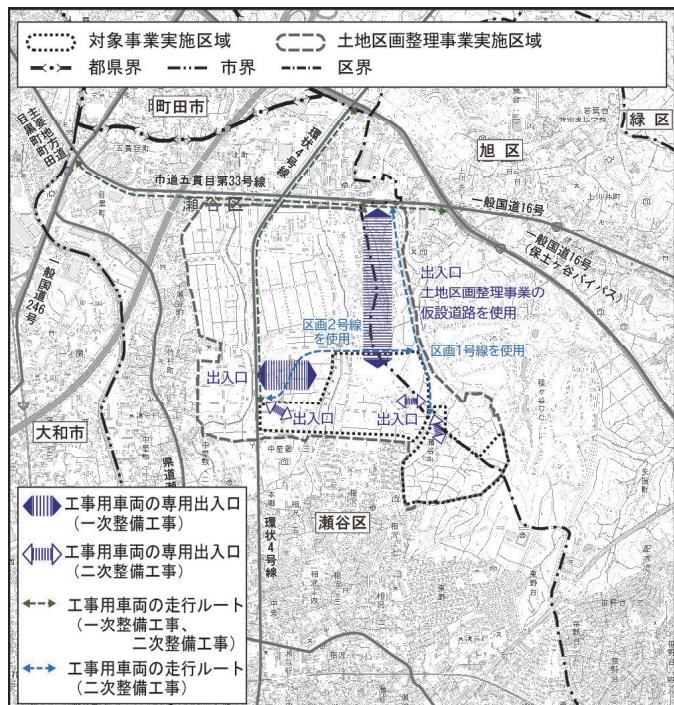
### ①グリーンインフラの展開

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

#### 【グリーンインフラ実装のイメージ】

豊かな緑量を確保し、緑陰や風による快適空間の創出や生物多様性の保全に努めます。加えて、礫間貯留、スウェル等の浸透・貯留施設の整備、維持管理により、流域単位での水循環を行います。

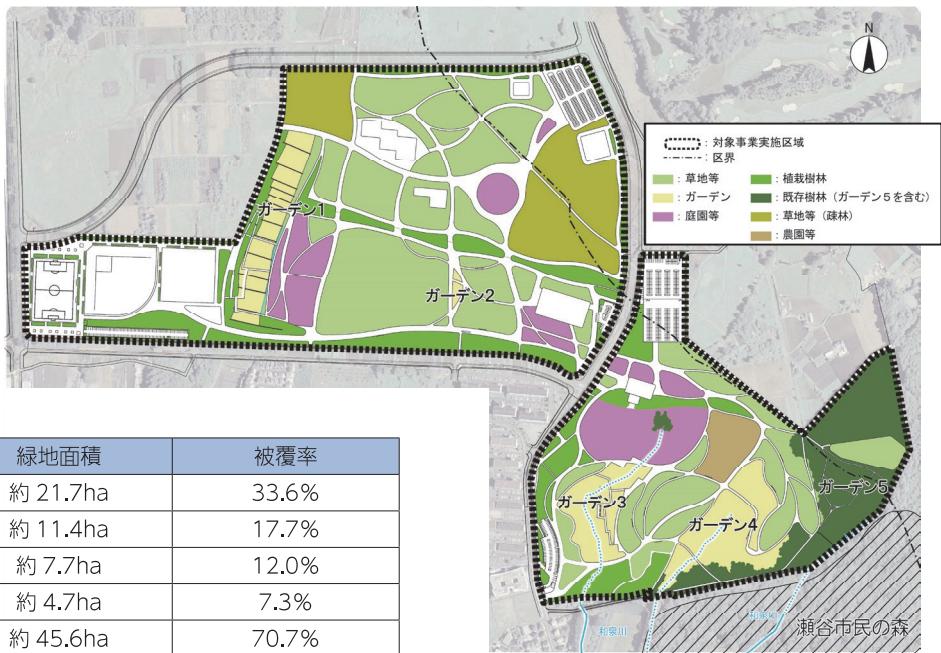
## ■工事用車両及び車両のルート



## ■緑の保全と創造

### ②緑化の方針

- 対象事業実施区域に対する緑地面積割合は約71%となる予定で、生物の生息・生育環境の確保や良好な景観形成に資する、質の高い緑を十分に創出し、環境形成を図ります。
- 既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。



### ●緑地面積と被覆率<sup>注</sup>

注：「緑地面積」は区分ごとの敷地面積、「被覆率」は、対象事業実施区域（64.5ha）に対する、各区分の面積の割合です。

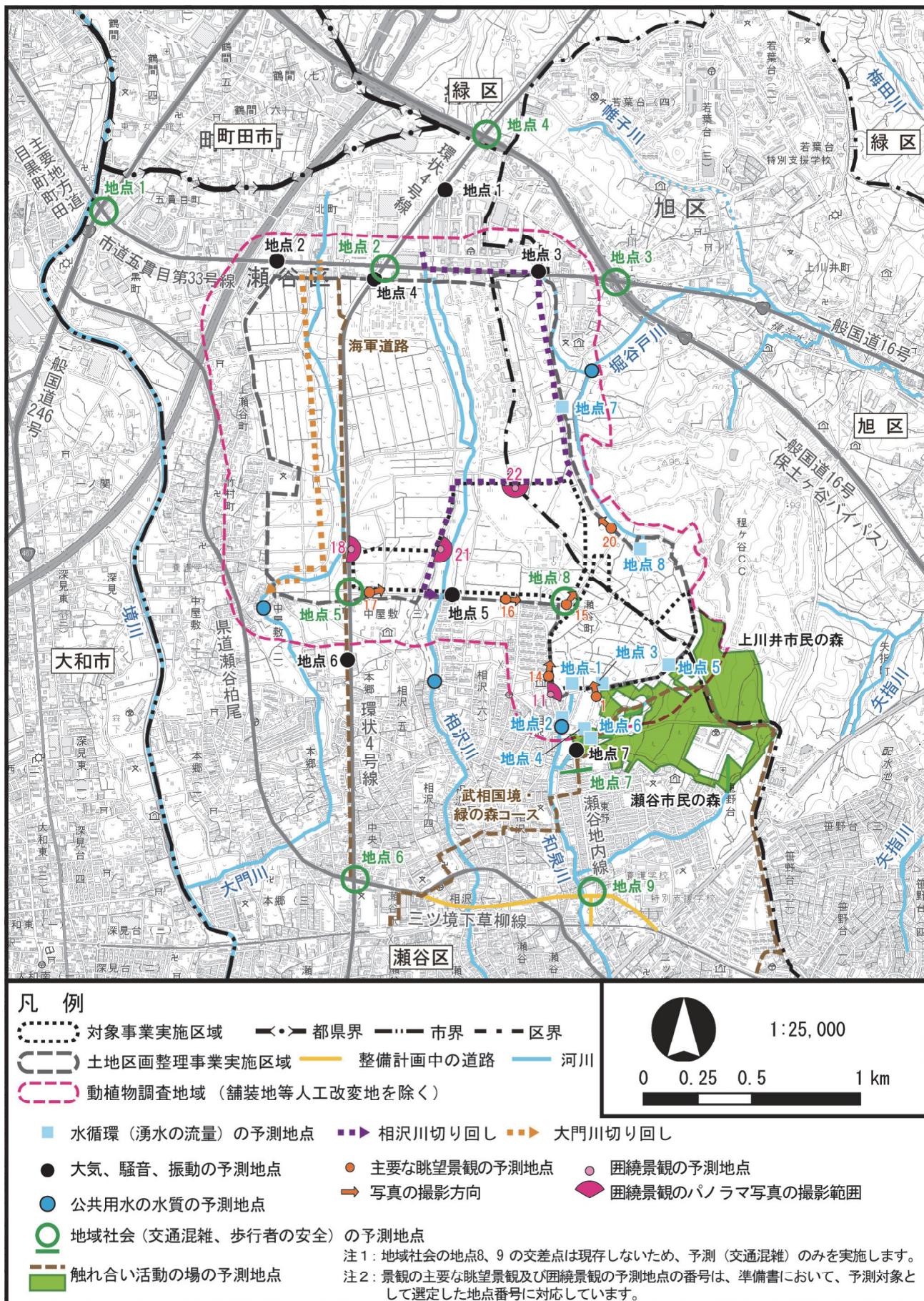
## 5 環境影響評価手法の概要

### ■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目	区分			工事中		供用時		
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等	施設の存在	施設の供用	施設の運営	来園車両等の走行	
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス	●	●				●		
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物			●	●	●	●	
		植物	植物			●	●	●	●	
		生態系	生態系			●	●	●	●	
	水循環	地下水位及び湧水の流量			●		●			
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物						●		
		産業廃棄物			●			●		
		建設発生土			●					
	大気質	大気汚染	●	●					●	
	水質・底質	公共用水域の水質			●					
	騒音	騒音	●	●					●	
快適な地域環境の確保	地域社会	振動	●	●					●	
		交通混雑		●					●	
	景観	歩行者の安全		●					●	
	触れ合い活動の場	景観			●		●			●

[凡例] ● : 選定した項目 下線 : 「方法書」から変更した項目

## ■主な予測地点



## 6 予測及び評価の結果並びに環境保全措置

### 1. 温室効果ガス

	予測及び評価結果の概要	環境の保全のための措置						
工事用車両の稼働 建設機械の稼働	<p>環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械</td> <td>7,736 tCO<sub>2</sub>/ 期間</td> </tr> <tr> <td>工事用車両</td> <td>9,520 tCO<sub>2</sub>/ 期間</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出量		建設機械	7,736 tCO <sub>2</sub> / 期間	工事用車両	9,520 tCO <sub>2</sub> / 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。</li> </ul>
温室効果ガス排出量								
建設機械	7,736 tCO <sub>2</sub> / 期間							
工事用車両	9,520 tCO <sub>2</sub> / 期間							
施設の運営	<p>環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力由来</td> <td>1,359 tCO<sub>2</sub>/ 年</td> </tr> <tr> <td>都市ガス由来</td> <td>205 tCO<sub>2</sub>/ 年</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガス排出量		電力由来	1,359 tCO <sub>2</sub> / 年	都市ガス由来	205 tCO <sub>2</sub> / 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー型製品（空調設備、LED 照明等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。</li> <li>・建物（パークセンター等）周辺の緑化や、太陽光等の再生エネルギー施設の導入を行います。</li> <li>・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。</li> </ul>
温室効果ガス排出量								
電力由来	1,359 tCO <sub>2</sub> / 年							
都市ガス由来	205 tCO <sub>2</sub> / 年							

### 2. 生物多様性（動物）、3. 生物多様性（植物）、4. 生物多様性（生態系）

	予測及び評価結果の概要	環境の保全のための措置
建設行為等	<p>■動物 瀬谷市民の森等の樹林域では、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。</p> <p>■植物 瀬谷市民の森等の樹林域では、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナ等が確認されています。</p> <p>■生態系 対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。</p> <p>工事中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、樹林域及び住宅地域との境界に仮囲いを設置することから、影響はほとんどないと予測します。</p> <p>環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」、「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」、「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。<sup>注1</sup></li> <li>・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。<sup>注1</sup></li> <li>・工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。</li> </ul> <p>注1：土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本事業は、その周辺で工事を実施するため、工事中は作業時間の順守等の配慮を実施するとともに、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。</p>

## 2.生物多様性（動物）、3.生物多様性（植物）、4.生物多様性（生態系）

予測及び評価結果の概要		環境の保全のための措置
施設の存在・土地利用の変化	<p>■動物 注目すべき種としてモズ、ヒバリ、シュレーゲルアオガエル、ショウリョウバッタモドキ、ホトケドジョウ等の生息環境を反映した種が確認されています。</p> <p>■植物 注目すべき種として、相沢川周辺の谷戸地域で、アオカワモズク、シャジクモ、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジが確認されています。</p> <p>■生態系 低地の樹林・畠地・草地の生態系の注目種等として、典型性のタヌキ、落葉広葉樹林、ヒバリ、トノサマバッタ、上位性のオオタカ、湿性低地・河川の生態系の注目種等として、典型性のシオカラトンボ、上位性のシマヘビ、特殊性のホトケドジョウが確認されています。また、対象事業実施区域内には、約9.2haの樹林、約45.1haの乾生草地、約0.3haの湿生草地が分布しています。</p> <p>対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本事業で公園利用に必要な範囲の整地と公園施設の設置を行いますが、p.3に示す環境配慮事項を行うことから、ある程度現況に近い状態に回復すると予測します。</p> <p>環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境の回復に寄与すること。」、「注目すべき種の植物相や植生の多様性の回復に寄与すること。」、「地域の生物多様性の回復に寄与すること。」は達成されるものと評価します。</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化に際し、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。</li> <li>・園路や駐車場等には礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>・現位置保存した既存樹木を含めた植栽を適切に維持管理します。</li> </ul> <p>【相沢川周辺の谷戸地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。 等</li> </ul> <p>【和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主にガーデン3～5や草地等においては、既存樹林地の保全を行うとともに、植栽等により樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地を整備することで、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との緑のつながりを確保します。</li> <li>・保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出する範囲は、生物の生息環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限します。また、ガーデン3、ガーデン4には園路を設置するとともに、瀬谷市民の森等と隣接するガーデン5の既存樹林地は、利用者が林内に入ることがないよう、園路沿いにロープ柵等を設置することで、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。 等</li> </ul>
施設の運営	<p>■動物 瀬谷市民の森等の樹林域では、公園施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカラキリが確認されています。</p> <p>■植物 瀬谷市民の森等の樹林域では、公園施設の夜間照明の影響が懸念される注目すべき種としてヤブムグラ、アマナ等が確認されています。</p> <p>■生態系 瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、公園施設の夜間照明による影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。</p> <p>適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことから影響はほとんどないと予測します。</p> <p>環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」、「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」、「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」は達成されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外スポーツ施設に設置するナイター照明、駐車場及び園路に設置するポール照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。<sup>注1</sup>また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。</li> </ul> <p>注1：土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出されるため、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行います。</p>

## 5. 水循環（湧水の流量）

予測及び評価結果の概要		環境の保全のための措置
工事の実施	<p>対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行いますが、帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、本事業で湧水源を直接改変することはありません。</p> <p>土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全し、本事業で既存樹林地をいかしながら植栽により新たな緑を創出します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限にすること。」は達成されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。</li> <li>草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。</li> <li>和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。</li> </ul>
施設の存在・土地利用の変化	<p>本事業では、土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公園上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、既存樹林地の保全を行うとともに植栽等により樹林地、低茎湿生草地、低茎乾性草地、高茎乾性草地を整備するとともに、雨水が浸透しない園路や駐車場等の範囲においても礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図り、和泉川源流域及び堀谷戸川流域の湧水の流量を維持します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標である「湧水の分布及び流量の変化を最小限にすること。」は達成されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。</li> <li>園路や駐車場等には礫間貯留、スウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>地上式調整池（調整池4）周辺のガーデン3～5や草地等においては、既存樹林地の保全を行うとともに、植栽等により樹林地、低茎湿生草地、低茎乾性草地、高茎乾性草地を整備することで、土地区画整理事業が実施する環境保全措置及び調整池4の整備範囲と瀬谷市民の森等との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。</li> </ul>

## 6. 廃棄物・建設発生土

予測及び評価結果の概要		環境の保全のための措置
工事の実施	<p>工事の実施により発生する産業廃棄物は 917.2t であり、このうち 74.4t が最終処分されると予測します。また、作業土工による発生土量は、69,424m<sup>3</sup>を見込みます。</p> <p>これに対して、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「工事により発生する産業廃棄物及び建設発生土の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。</li> <li>工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。</li> <li>工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。</li> <li>特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。</li> </ul>
施設の運営	<p>本事業より発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、それぞれ年間 678.7t 及び 103.5t と予測します。</p> <p>これに対して、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「供用に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内で発生する剪定枝や刈草等は、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図ります。</li> <li>公園利用者に対し、ごみの発生抑制及び分別について周知を図ります。</li> <li>発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。</li> </ul>

## 7. 大気質

予測及び評価結果の概要		環境の保全のための措置								
建設機械の稼働	<p>建設機械の稼働に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。</p> <p><b>【二酸化窒素】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>日平均値の年間 98% 値</td> <td>環境保全目標</td> </tr> <tr> <td>0.036ppm</td> <td>1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと</td> </tr> </table> <p><b>【浮遊粒子状物質】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>日平均値の 2 % 除外値</td> <td>環境保全目標</td> </tr> <tr> <td>0.047mg/m<sup>3</sup></td> <td>1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えないこと</td> </tr> </table>	日平均値の年間 98% 値	環境保全目標	0.036ppm	1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと	日平均値の 2 % 除外値	環境保全目標	0.047mg/m <sup>3</sup>	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。</li> <li>施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。</li> <li>建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>
日平均値の年間 98% 値	環境保全目標									
0.036ppm	1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと									
日平均値の 2 % 除外値	環境保全目標									
0.047mg/m <sup>3</sup>	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと									
工事用車両の走行	<p>工事用車両の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。</p> <p><b>【二酸化窒素】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>日平均値の年間 98% 値</td> <td>環境保全目標</td> </tr> <tr> <td>0.032 ~ 0.034ppm</td> <td>1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと</td> </tr> </table> <p><b>【浮遊粒子状物質】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>日平均値の 2 % 除外値</td> <td>環境保全目標</td> </tr> <tr> <td>0.046mg/m<sup>3</sup></td> <td>1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えないこと</td> </tr> </table>	日平均値の年間 98% 値	環境保全目標	0.032 ~ 0.034ppm	1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと	日平均値の 2 % 除外値	環境保全目標	0.046mg/m <sup>3</sup>	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。</li> <li>工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。</li> <li>工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> </ul>
日平均値の年間 98% 値	環境保全目標									
0.032 ~ 0.034ppm	1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと									
日平均値の 2 % 除外値	環境保全目標									
0.046mg/m <sup>3</sup>	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと									
来園車両等の走行	<p>来園車両の走行に伴う大気質濃度の予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。</p> <p><b>【二酸化窒素】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>日平均値の年間 98% 値</td> <td>環境保全目標</td> </tr> <tr> <td>0.032 ~ 0.033ppm</td> <td>1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと</td> </tr> </table> <p><b>【浮遊粒子状物質】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>日平均値の 2 % 除外値</td> <td>環境保全目標</td> </tr> <tr> <td>0.046mg/m<sup>3</sup></td> <td>1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えないこと</td> </tr> </table>	日平均値の年間 98% 値	環境保全目標	0.032 ~ 0.033ppm	1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと	日平均値の 2 % 除外値	環境保全目標	0.046mg/m <sup>3</sup>	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園職員やその他業務関係者等は可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。</li> <li>公園職員やその他業務関係者等に対しては、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促します。</li> <li>マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。</li> <li>また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各地区の駐車場近傍等に整備します。 等</li> </ul>
日平均値の年間 98% 値	環境保全目標									
0.032 ~ 0.033ppm	1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm を超えないこと									
日平均値の 2 % 除外値	環境保全目標									
0.046mg/m <sup>3</sup>	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと									

## 8. 水質・底質（公共用水域の水質）

予測及び評価結果の概要				環境の保全のための措置																					
建設行為等	<p><b>【浮遊物質量 (SS 濃度)】</b> 仮設調整池出口の SS 濃度は、環境保全目標以下となると予測します。また、放流先河川の SS 濃度も、環境保全目標を達成するものと考えられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測時期</th> <th>SS 濃度</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">仮設調整池 出口</td> <td>豪雨時</td> <td>2.5 ~ 57.8mg/L</td> <td rowspan="2">70mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>日常的な 降雨時</td> <td>0.5 ~ 16.8mg/L</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放流先 河川</td> <td rowspan="2">堀谷戸川</td> <td>238.6mg/L (305mg/L)<sup>注</sup></td> <td rowspan="2">現況の水質を 大きく悪化させないこと</td> </tr> <tr> <td>17.9 ~ 73.3mg/L</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大門川 相沢川 和泉川</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：( ) 内は現況の SS 濃度を示す。</p> <p><b>【水素イオン濃度】</b> コンクリート打設により発生するアルカリ排水は、作業現場に個別の集水枠を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入防止等により、雨水の排水に伴う水素イオン濃度への影響は小さいため、環境保全目標「工事排水の排出先となる河川の水質を大きく悪化させないこと。」を達成するものと評価します。</p>	予測地点	予測時期	SS 濃度	環境保全目標	仮設調整池 出口	豪雨時	2.5 ~ 57.8mg/L	70mg/L 以下	日常的な 降雨時	0.5 ~ 16.8mg/L	放流先 河川	堀谷戸川	238.6mg/L (305mg/L) <sup>注</sup>	現況の水質を 大きく悪化させないこと	17.9 ~ 73.3mg/L		大門川 相沢川 和泉川				<ul style="list-style-type: none"> <li>造成裸地のうち本事業で草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。</li> <li>必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで浮遊物質量の低減を図ります。</li> <li>工事排水の処理を適切に実施できるよう、仮設調整池の点検を徹底します。</li> <li>工事排水の水質を定期的に測定し、適切な処理が行われているかを確認することで、工事排水の水質管理を徹底します。</li> <li>アルカリ排水は、作業現場に個別の集水枠を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出します。</li> </ul>			
予測地点	予測時期	SS 濃度	環境保全目標																						
仮設調整池 出口	豪雨時	2.5 ~ 57.8mg/L	70mg/L 以下																						
	日常的な 降雨時	0.5 ~ 16.8mg/L																							
放流先 河川	堀谷戸川	238.6mg/L (305mg/L) <sup>注</sup>	現況の水質を 大きく悪化させないこと																						
		17.9 ~ 73.3mg/L																							
	大門川 相沢川 和泉川																								

## 9. 騒音

予測及び評価結果の概要			環境の保全のための措置									
建設機械の稼働	<p>建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>騒音レベル (<math>L_{A5}</math>)</th><th>環境保全目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67 デシベル</td><td>85 デシベル以下とすること</td></tr> </tbody> </table>			騒音レベル ( $L_{A5}$ )	環境保全目標	67 デシベル	85 デシベル以下とすること					
騒音レベル ( $L_{A5}$ )	環境保全目標											
67 デシベル	85 デシベル以下とすること											
工事用車両の走行	<p>工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通騒音のうち、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路交通騒音 (<math>L_{Aeq}</math>)</th><th>工事用車両に起因する騒音レベルの増分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65.9 ~ 72.8 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.3 デシベル</td></tr> </tbody> </table>			道路交通騒音 ( $L_{Aeq}$ )	工事用車両に起因する騒音レベルの増分	65.9 ~ 72.8 デシベル	0.1 未満 ~ 0.3 デシベル					
道路交通騒音 ( $L_{Aeq}$ )	工事用車両に起因する騒音レベルの増分											
65.9 ~ 72.8 デシベル	0.1 未満 ~ 0.3 デシベル											
来園車両等の走行	<p>供用時の将来交通量による道路交通騒音のうち来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>道路交通騒音 (<math>L_{Aeq}</math>)</th><th>来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td><td>64.3 ~ 73.3 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.3 デシベル</td></tr> <tr> <td>休日</td><td>63.1 ~ 72.8 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.7 デシベル</td></tr> </tbody> </table>			区分	道路交通騒音 ( $L_{Aeq}$ )	来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分	平日	64.3 ~ 73.3 デシベル	0.1 未満 ~ 0.3 デシベル	休日	63.1 ~ 72.8 デシベル	0.1 未満 ~ 0.7 デシベル
区分	道路交通騒音 ( $L_{Aeq}$ )	来園車両等による道路交通騒音レベルの増加分										
平日	64.3 ~ 73.3 デシベル	0.1 未満 ~ 0.3 デシベル										
休日	63.1 ~ 72.8 デシベル	0.1 未満 ~ 0.7 デシベル										

## 10. 振動

予測及び評価結果の概要			環境の保全のための措置																		
建設機械の稼働	<p>建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、環境保全目標を達成するものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>振動レベル (<math>L_{10}</math>)</th><th>環境保全目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72 デシベル</td><td>75 デシベル以下とすること</td></tr> </tbody> </table>			振動レベル ( $L_{10}$ )	環境保全目標	72 デシベル	75 デシベル以下とすること														
振動レベル ( $L_{10}$ )	環境保全目標																				
72 デシベル	75 デシベル以下とすること																				
工事用車両の走行	<p>工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動のうち、工事用車両に起因する振動レベルの増分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「現在の状況から、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測時間帯</th><th>道路交通振動 (<math>L_{10}</math>)</th><th>工事用車両に起因する振動レベルの増分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td><td>43.2 ~ 56.9 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.5 デシベル</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>45.3 ~ 55.9 デシベル</td><td>0.1 ~ 0.7 デシベル</td></tr> </tbody> </table>			予測時間帯	道路交通振動 ( $L_{10}$ )	工事用車両に起因する振動レベルの増分	昼間	43.2 ~ 56.9 デシベル	0.1 未満 ~ 0.5 デシベル	夜間	45.3 ~ 55.9 デシベル	0.1 ~ 0.7 デシベル									
予測時間帯	道路交通振動 ( $L_{10}$ )	工事用車両に起因する振動レベルの増分																			
昼間	43.2 ~ 56.9 デシベル	0.1 未満 ~ 0.5 デシベル																			
夜間	45.3 ~ 55.9 デシベル	0.1 ~ 0.7 デシベル																			
来園車両等の走行	<p>供用時の将来交通量による道路交通振動のうち来園車両等による道路交通振動レベルの増加分は、1 デシベル未満と予測し、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>予測時間帯</th><th>道路交通振動 (<math>L_{10}</math>)</th><th>来園車両等による道路交通振動レベルの増加分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日</td><td>昼間</td><td>42.0 ~ 51.5 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.2 デシベル</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>43.5 ~ 50.3 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.1 デシベル</td></tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td><td>昼間</td><td>42.0 ~ 50.9 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.6 デシベル</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>40.4 ~ 49.9 デシベル</td><td>0.1 未満 ~ 0.1 デシベル</td></tr> </tbody> </table>			区分	予測時間帯	道路交通振動 ( $L_{10}$ )	来園車両等による道路交通振動レベルの増加分	平日	昼間	42.0 ~ 51.5 デシベル	0.1 未満 ~ 0.2 デシベル	夜間	43.5 ~ 50.3 デシベル	0.1 未満 ~ 0.1 デシベル	休日	昼間	42.0 ~ 50.9 デシベル	0.1 未満 ~ 0.6 デシベル	夜間	40.4 ~ 49.9 デシベル	0.1 未満 ~ 0.1 デシベル
区分	予測時間帯	道路交通振動 ( $L_{10}$ )	来園車両等による道路交通振動レベルの増加分																		
平日	昼間	42.0 ~ 51.5 デシベル	0.1 未満 ~ 0.2 デシベル																		
	夜間	43.5 ~ 50.3 デシベル	0.1 未満 ~ 0.1 デシベル																		
休日	昼間	42.0 ~ 50.9 デシベル	0.1 未満 ~ 0.6 デシベル																		
	夜間	40.4 ~ 49.9 デシベル	0.1 未満 ~ 0.1 デシベル																		

## 11. 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

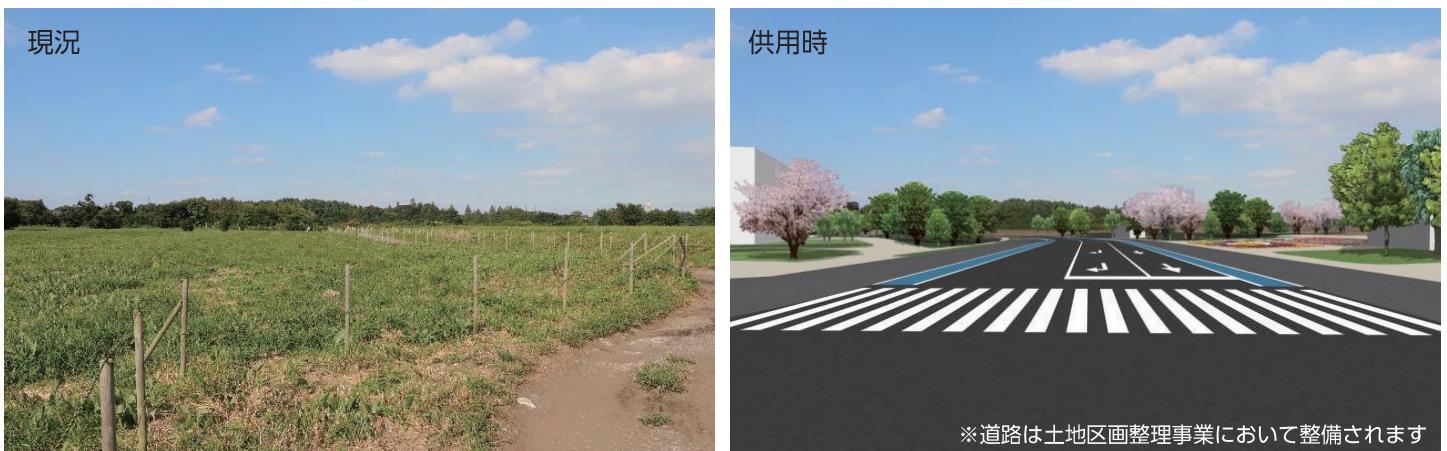
	予測及び評価結果の概要	環境の保全のための措置
工事用車両の走行	<p><b>■交通混雑（自動車）</b>            交差点需要率<sup>注1</sup>は、いずれの交差点においても限界需要率<sup>注2</sup>を下回ると予測します。また、車線の交通容量比<sup>注3</sup>は、工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも1.0を下回ると予測します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> <p>注1：交差点需要率：信号制御の損失時間のために限界需要率（注2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。</p> <p>注2：限界需要率：「（サイクル長－損失時間（黄色+赤色））/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。</p> <p>注3：車線の交通容量比：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを示します。</p> <p><b>■歩行者・自転車の安全</b>            工事用車両の主な走行ルートである環状4号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整します。</li> <li>・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。</li> <li>・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。</li> <li>・工事用車両ルートの更なる分散化を検討します。</li> <li>・適切な荷載を行う運行計画を配慮し、工事用車両台数の削減を図ります。</li> <li>・工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人の乗り合い通勤を実施します。</li> </ul>
来園車両等の走行	<p><b>■交通混雑（自動車）</b>            交差点需要率は、いずれの交差点においても限界需要率を下回ると予測します。また、車線の交通容量比は、いずれの交差点においても1.0を下回ると予測します。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p> <p><b>■歩行者・自転車の安全</b>            来園車両等の走行ルートの沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています。土地区画整理事業実施区域内の車道は、歩道が道の両側に設けられる計画となっています。さらに、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。</li> <li>・児童の通学時間帯における搬出人を極力抑えた運行計画を策定します。</li> <li>・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。</li> <li>・公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保、必要に応じた誘導員の配置、一般車両との交錯を避けた工事用車両の出入口の計画等を行い、安全に配慮します。</li> <li>・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</li> <li>・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。その上で利用者への適切な情報提供に努めます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要駐車台数として計5箇所で合計1,000台程度を確保した駐車場を整備します。</li> <li>・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースを確保します。</li> <li>・マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。</li> <li>・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各駐車場の近傍等に整備します。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。</li> <li>・駐車場出入口付近の植栽は、適宜剪定を行い、十分な見通しを確保します。</li> <li>・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。なお、区画道路には自転車専用レーンが整備される計画です。</li> </ul>

## 12. 景観

予測及び評価結果の概要		環境の保全のための措置
施設の存在	<p><b>【地域景観の特性の変化】</b> 土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、公園利用に必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。 主要な景観資源の変化は、土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域内に存在する景観資源は消失しますが、土地区画整理事業及び本事業において既存樹林地の保全や植栽等を行うことで、新たな桜の名所が創出されるとともに、緑地及び農地の景観が保全・創出されると予測します。</p> <p><b>【主要な眺望地点からの景観の変化】</b> 対象事業実施区域内の樹木や草地を改変し、新たな施設等を整備することになりますが、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽等を行うこと等から、景観に大きな変化はない、もしくは周辺景観と調和するものと予測します。</p> <p><b>【囲繞景観の変化】</b> 自然性、固有性は全ての景観区で現況から大きな変化はありませんが、一部の景観区で視認性が低下、利用性及び親近性が向上すると予測します。 これに対し、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。</p>	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の境界に高木を含む樹林の植栽を行います。</li> <li>緑化に際し、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。</li> <li>公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。</li> <li>現位置保存した既存樹木を含めた植栽を適切に維持管理します。</li> <li>公園内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。</li> </ul> <p><b>【谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺では、既存の樹林地の保全や植栽等による樹林地、低茎湿生草地、低茎乾生草地、高茎乾生草地の創出を行います。</li> </ul>

フォトモンタージュの作成による景観予測の例

地点 15 対象事業実施区域南側、旧上瀬谷通信施設内通路からの眺望景観



地点 21（相沢川西岸）から東方向の中央地区をパノラマ写真撮影した囲繞景観



### 13. 触れ合い活動の場

予測及び評価結果の概要		環境の保全のための措置
工事用車両の走行	<p>【触れ合い活動の場の消失又は改変の程度】 海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースは、本事業の対象事業実施区域外に位置していることから、工事中及び供用時における触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測されます。また、本事業で広域公園として整備するとともに、新たな桜の名所づくりを進めます。</p> <p>【触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度】 工事中は、海軍道路が本事業及び土地区画整理事業の工事用車両ルートに位置しますが、歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境緑の森コースには、工事用車両は通行しません。供用時は、本事業の来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が海軍道路、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に来園車両等及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、非常に低いと考えられます。</p> <p>【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 触れ合い活動の場までの経路は、本事業の対象事業実施区域外に位置し、影響は生じないと予測されます。</p> <p>また、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。</li> <li>工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。</li> <li>工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> </ul>
施設の存在・土地利用の変化 来園車両等の走行	<p>【触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度】 触れ合い活動の場までの経路は、本事業の対象事業実施区域外に位置し、影響は生じないと予測されます。</p> <p>また、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内に可能な限り緑地を創出します。</li> <li>公園内に、周囲に桜のある広大な草地広場の整備、公園のシンボルとなる主要な園路沿いにソメイヨシノ等の並木の配置を行い、併せて花の色や開花時期の異なる多様な品種の桜を植栽することで、新たな桜の名所づくりを進めます。</li> <li>公園職員やその他業務関係者等は、可能な限り公共交通機関を利用した通勤とすることで、自動車での来園を少なくするよう配慮します。</li> <li>マイカー以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。</li> <li>自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を各駐車場の近傍等に整備します。</li> <li>公園職員、その他業務関係者、来園者等に車両の安全な利用を促進する活動を行います。</li> </ul>

### ■総合評価

予測結果並びに環境の保全のための措置を踏まえた各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画策定期階や工事中、供用後に様々な環境の保全のための措置を講じることで、一定の影響回避や低減が見込めると考え、事業者が実行可能な範囲内で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

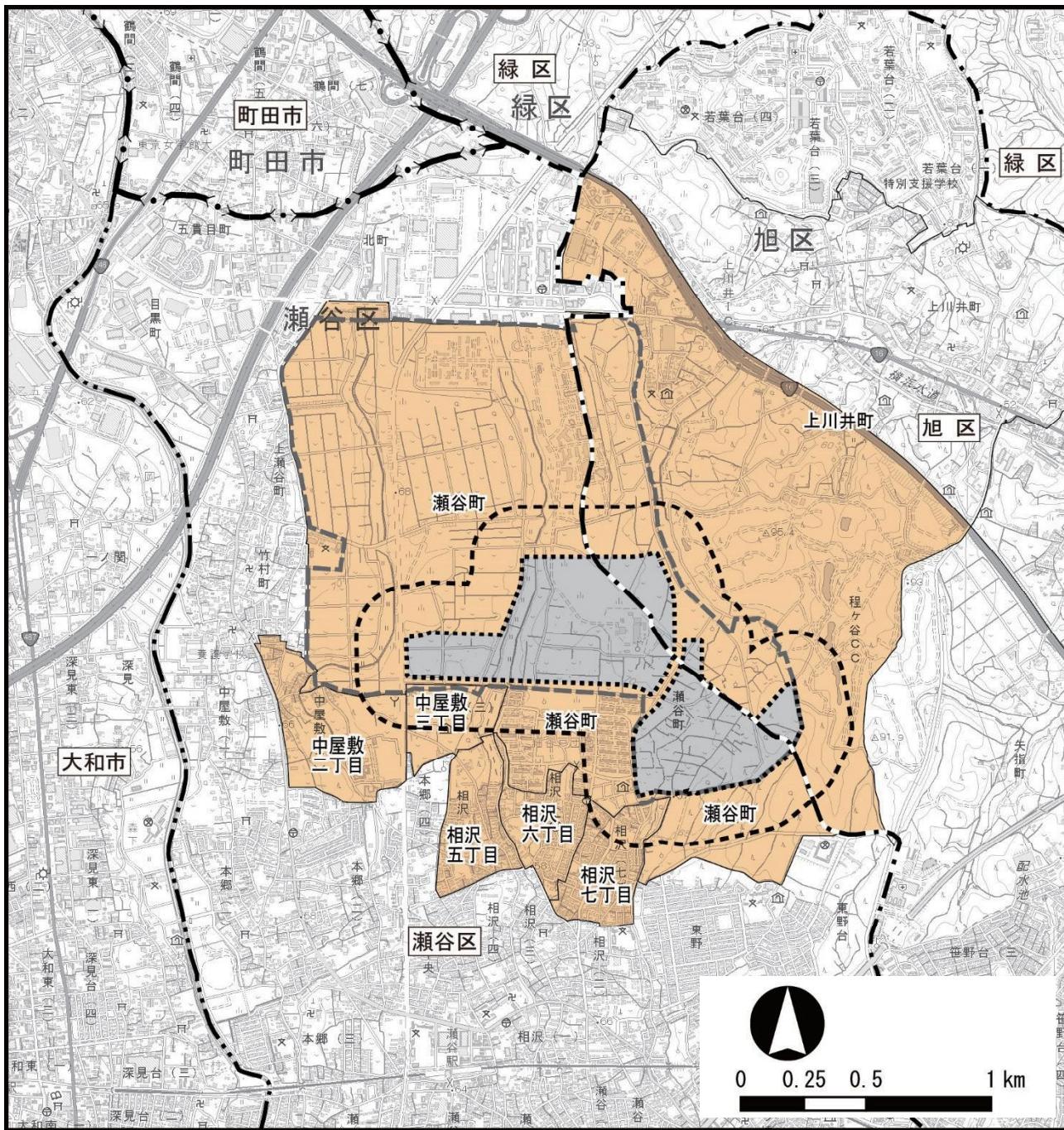
しかし、事業者としては、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと考えられる環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目については、次に示すとおり、事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図っていくこととして考えています。

### ■事後調査

環境影響評価項目		環境影響要因	事後調査の項目
水循環	湧水の流量	建設行為等、 施設の存在・土地利用の変化	・湧水の流量
水質・底質	公共用水域の水質	建設行為等	・浮遊物質量 (SS)、水素イオン濃度 (pH)
騒音		来園車両等の走行	・来園車両等の走行に伴う道路交通騒音レベル ・騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）
振動		建設機械の稼働、 来園車両等の走行	・建設機械の稼働に伴う振動レベル ・建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置 ・来園車両等の走行に伴う道路交通振動レベル ・振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）
生物多様性	動物	施設の存在・土地利用の変化	・施設の存在・土地利用の変化に伴う動物の状況
	植物	施設の存在・土地利用の変化	・施設の存在・土地利用の変化に伴う植物の状況
	生態系	施設の存在・土地利用の変化	・施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況
景観		施設の存在・土地利用の変化	・主要な眺望地点からの景観の変化 ・囲繞景観の変化

## 7 準備書対象地域

準備書対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて、次の通り設定しました。



<凡例>

- 対象事業実施区域
  - 土地区画整理事業実施区域
  - 敷地境界から200m圏
  - 対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）
  - 都県界
  - 市界
  - 区界

対象地域は、動物、植物、生態系、騒音、振動の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約200m圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

【瀬谷区】瀬谷町、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目の全域

## 【旭区】上川井町の一部地域

また、本事業の方法書の周知範囲等を踏まえ、下記の地域にも周知を行います。

瀬谷区竹村町、中屋敷一丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、相沢一丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、中央、瀬谷一丁目、瀬谷二丁目、瀬谷三丁目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、瀬谷六丁目、目黒町、北町、五貫目町、上瀬谷町、卸本町、旭区上川井町の全域

## 8 準備書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

準備書について、下記のとおり縦覧を行います。準備書はどなたでもご覧になれます。

また、準備書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

あわせて、一部の図書館において準備書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

### ■準備書の縦覧について

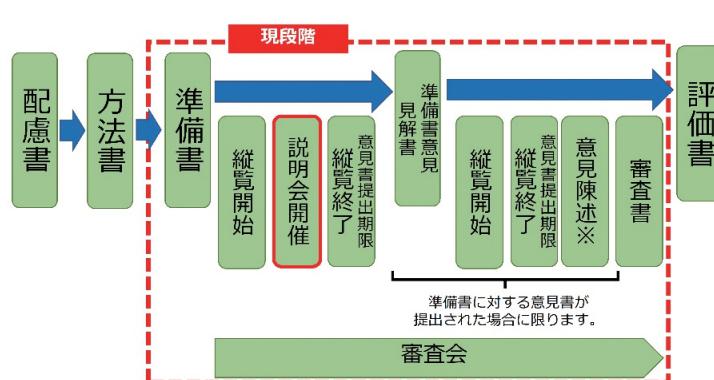
縦覧	期間	令和5年3月24日（金）から令和5年5月8日（月）まで ※土・日・祝日を除く
	場所及び時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階）午前8時45分～午後5時15分</li><li>・瀬谷区役所区政推進課広報相談係（瀬谷区二ツ橋町190番地）午前8時45分～午後5時</li><li>・旭区役所区政推進課広報相談係（旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12）午前8時45分～午後5時</li></ul>
閲覧	場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・横浜市中央図書館、瀬谷図書館、旭図書館</li></ul> <p>※閲覧時間、休館日は各施設によって異なります。 縦覧開始日以降、各図書館において準備が整い次第閲覧することができます。</p>

### ■意見書の提出について

期間	令和5年5月8日（月）まで ※土・日・祝日を除く
提出方法	AまたはBの方法で提出してください。 A：意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 提出先：環境創造局環境影響評価課（中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階）  B：横浜市ホームページ（環境創造局環境影響評価課）から電子申請で提出 横浜市 環境アセスメント  または、右のQRコードより、ホームページにアクセスください。 

## 9 環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は準備書の段階となります。



#### <配慮書>

事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。

#### <方法書>

環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法などを記載したもの。

#### <準備書>

方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果などを記載したもの。

#### <評価書>

市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

※対象地域内に居住する方、及び対象地域内に事務所又は事業場を有する方又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限ります。）に限られます。

## 10 お問い合わせ先

### <準備書及び事業計画の内容について>

横浜市 環境創造局 公園緑地整備課

### <環境影響評価手続について>

横浜市 環境創造局 環境影響評価課

TEL : 045-671-4615 FAX : 045-671-2724

TEL : 045-671-2495 FAX : 045-663-7831